

1 事業の全体計画

本事業は、有価物として有害使用済機器を含むスクラップ等を回収し、再資源化及び販売することを目的としている。

排出元から当社事業場まで運搬したスクラップ等を分別した後、破碎により製品化し、他社に販売する。なお、ユニット形エアコンディショナーについては、保管のみを行い、有害使用済機器再生業者に販売する。

処理に伴い発生した廃棄物は、廃棄物処理業者に委託して処分するほか、事業の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び関係法令を遵守するものとする。

2 取り扱う有害使用済機器の品目及び保管、処分量等

No	品目	受入予定量 (トン/月又はm ³ /月)	予定受入事業場等 の名称及び所在地	保管場所	処理方法	予定持出先の 名称及び所在地
1	ユニット形エアコンディショナー	5トン/月	(株)〇〇商事他 〇〇市〇〇1-1	〇〇事業場 〇〇市〇〇2-2	保管	(株)〇〇工場 〇〇市〇〇3-3
2	・フィルムカメラ ・磁気ディスク装置、 光ディスク装置その 他の記憶用電気機械 器具	1トン/月	□□(株) 〇〇市〇〇1-1	〇〇事業場 〇〇市〇〇2-2	保管及び手分解	(株)〇〇工場 〇〇市〇〇3-3
3	〇〇〇〇	〇トン/月	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇
4	〇〇〇〇	〇トン/月	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
5	令16条の2第5号～ 32号に掲げる品目	8トン/月	(株)〇〇商事 〇〇市〇〇1-1	〇〇事業場 〇〇市〇〇2-	保管(手分解含 む。)及び処分又は 再生(破碎)	別紙のとおり
6	令16条の2第21～ 22号に掲げる品目	3トン/月	□□(株) 〇〇市〇〇1-1	〇〇事業場 〇〇市〇	保管及び処分又は 再生(破碎)	別紙のとおり
7	〇〇〇〇	〇トン/月	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
8	〇〇	〇トン/月	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

令第16条の2に規定された品目名又は号を記載してください。

手分解は「保管」に該当します。手分解を行う場合は、処理方法の欄にその旨を記入してください。

処分後の予定持出先は、添付書類である「処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類」に記載することができます。

3 環境保全措置

記載例

(1) 保管場所において講ずる措置

- ・低騒音型の重機を使用するものとし、夜間は営業を行わない。
- ・有害使用済機器とその他の物が混合しないように保管する。
- ・受入時に有害使用済機器から、油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等を回収し、これらについては廃棄物処理業者に処分を委託する。
- ・ねずみの生息や蚊やはえ、害虫等の発生を防止するため、定期的に保管場所を清掃する。

(2) 処分（又は再生）の場所において講ずる措置

- ・破砕施設に防音カバーなどの防音対策を講じ、夜間は稼働しない。
- ・有害使用済機器とその他の物が混合しないように処分する。
- ・処分するときは、有害使用済機器から、油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等が回収されていることを確認する。
- ・テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの処分にあたっては、環境大臣が定める方法を遵守する。

4 その他

- ・保管及び処分の場所には、法で定める内容の掲示板を設置する。
- ・法に定める帳簿を備え付け、5年間保存する。